

VIII 環境保全に関する事業への支援策

1. 中小企業省エネルギー設備等導入補助金

脱炭素社会の実現に向け、市内の中小企業者等の省エネルギー対策及び再生可能エネルギーの導入を促すため、省エネルギー設備への更新や太陽光発電設備を導入する場合に補助金を交付します。

【補助内容】

区 分	省エネ設備	再エネ設備	
対 象 事 業 者	市内に事業所を有する中小企業者等		
対 象 設 備	高効率空調、LED照明	太陽光発電設備	蓄電システム
補 助 金 の 額	導入経費×1/2	1kWあたり5万円	1kWhあたり3万円
補 助 限 度 額	200万円	500万円	60万円

【お問合せ先】

環境局環境企画部脱炭素社会推進課
電話:972-2693 FAX:972-4134

新規 2. 中小工務店向けZEHセミナー

ZEHの建築に対応できる中小工務店の増加を図り、ZEHの普及を促進するため、市内の中小工務店向けのセミナーを実施します。

【お問合せ先】

環境局環境企画部脱炭素社会推進課
電話：972-2696 FAX：972-4134

3. 中小企業水素エネルギー普及促進等事業

次世代エネルギーとして期待される水素の社会実装実現に向け、中部圏における水素サプライチェーン構築推進のための取組みのほか、市内中小企業等への普及促進のための啓発イベント等を実施します。

【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部次世代産業振興課
電話：972-2417 FAX：972-4135
ホームページ：<https://www.hydrogen-nagoya.jp/>



4. なごや省エネ相談

中・小規模事業者の省エネルギー対策を無料でサポートします。

相談者の業種や規模、経営状況、取組状況にあわせた省エネルギーのアドバイスを電話・電子メール・訪問相談により実施しています。お気軽にご相談ください。

【相談内容】

- エネルギー消費量など現状把握、エネルギー削減目標の設定や目標達成のための取組、エネルギー管理の方法のアドバイス
- 経費をかけない既存施設・既存機器の運用改善による省エネルギー効果の試算
- 高効率機器等の導入や更新による省エネルギー効果の試算
- 設備の導入や更新が必要な場合は、省エネルギー融資や国の補助金制度について情報提供

【費用】 無料

【お問合せ先】

環境局環境企画部脱炭素社会推進課 電話:972-2693 FAX:972-4134

5. 環境保全・省エネルギー設備資金融資

中小企業の方々が省エネルギーや公害防止その他の環境保全対策を実施する際に必要な資金を、長期かつ低金利で融資します。なお、支払った利子については、申請により名古屋市が補助します。詳細はお問い合わせください。

融資対象	<ol style="list-style-type: none"> 市内で事業を営んでいる、次のいずれかに該当する中小企業者 <ol style="list-style-type: none"> ①資本の額又は出資の総額が3億円（卸売業では1億円、サービス業・小売業では5,000万円）以下の会社 ②常時使用する従業員が300人（卸売業・サービス業では100人、小売業では50人）以下の会社または個人 市内で事業を営んでいる、中小企業団体の組織に関する法律で定める事業協同組合・事業協同小組合・協同組合連合会・企業組合・協業組合・商工組合・商工組合連合会 						
融資条件	<ol style="list-style-type: none"> ① 公害防止のための設備の購入・設置・改造等 ② 公害防止のために行う、工場・事業場の工業系地域への移転 ③ 高効率空調設備・LED照明への入替え、太陽光発電設備の設置等 ④ ハイブリッド・電気・燃料電池自動車等の購入、充電・充填設備の設置 ⑤ ディーゼル貨物自動車・バス・建設機械等の買替え ⑥ 石綿の含有量分析調査、除去・飛散防止工事、除去時の周辺環境調査 ⑦ オゾン層保護のためのフロン等回収装置・脱フロン洗浄設備の設置等 ⑧ 産業廃棄物処理設備の設置 ⑨ 建築物・施設および敷地の緑化 ⑩ 透水性舗装等、敷地の雨水浸透・保水設備の設置 ⑪ PCB廃棄物判定のための調査・試料採取・分析、PCB廃棄物の処分等 						
融資条件	<table border="1"> <tr> <td>融資限度</td> <td>5,000万円 （ただし、中小企業団体の場合は6,000万円。中小企業者で資金使途が上記②の場合は、移転先が市内の場合7,000万円、市外の場合3,500万円。上記④、⑤の場合は、一年度あたり3,000万円、乗用自動車については、ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車は1台あたり400万円、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車は1台あたり600万円）</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>7年以内（ただし、融資額5,000万円超の中小企業者は10年以内）</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>年1.5%（ただし、融資額5,000万円超の中小企業者は年1.7%）</td> </tr> </table>	融資限度	5,000万円 （ただし、中小企業団体の場合は6,000万円。中小企業者で資金使途が上記②の場合は、移転先が市内の場合7,000万円、市外の場合3,500万円。上記④、⑤の場合は、一年度あたり3,000万円、乗用自動車については、ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車は1台あたり400万円、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車は1台あたり600万円）	融資期間	7年以内（ただし、融資額5,000万円超の中小企業者は10年以内）	利率	年1.5%（ただし、融資額5,000万円超の中小企業者は年1.7%）
融資限度	5,000万円 （ただし、中小企業団体の場合は6,000万円。中小企業者で資金使途が上記②の場合は、移転先が市内の場合7,000万円、市外の場合3,500万円。上記④、⑤の場合は、一年度あたり3,000万円、乗用自動車については、ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車は1台あたり400万円、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車は1台あたり600万円）						
融資期間	7年以内（ただし、融資額5,000万円超の中小企業者は10年以内）						
利率	年1.5%（ただし、融資額5,000万円超の中小企業者は年1.7%）						
利子補助	原則、全額補助 （ただし、資金使途の③、⑤、⑦のうち脱フロン洗浄設備の設置については半額、②のうち市外へ移転する場合及び⑧のうち申請者が産業廃棄物処理業者の場合は利子補助なしをそれぞれ基本とします。）						

※取扱金融機関が必要と認める場合は、名古屋市信用保証協会の信用保証を付していただきます。

【お問合せ先】

環境局地域環境対策部大気環境対策課

電話:972-2674 FAX 972-4155

公式ウェブサイト：<https://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/38-3-20-1-0-0-0-0-0-0.html>



6. 最新規制適合自動車代替促進事業

名古屋市では、自動車からの排出ガスを低減し、大気環境の改善を図るため、市内事業者が貨物自動車等や乗合自動車等を買替える際に補助金を交付します。

	トラック等	バス等
補助対象者	市内に事業所を有する中小企業者等	市内の次に掲げる施設の設置者 <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育園・学校等 ・病院・診療所・助産所 ・児童福祉施設 ・社会福祉施設（社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・市内に事業所を有する中小企業者等 ※ただし、国立、公立、国・地方公共団体が出資する施設は除く。
補助要件	車齢8年超の貨物自動車等（軽油を燃料とする自動車については平成17年自動車排出ガス規制以前のものに限る、ガソリン・LPGを燃料とする自動車については平成16年自動車排出ガス規制以前のものに限る）を最新規制適合自動車に買い替えること。 ※貨物自動車等とは、貨物自動車及び物品を運搬する目的で使用する特殊自動車を指す。	車齢8年超の乗合自動車等（軽油を燃料とする自動車については平成17年自動車排出ガス規制以前のものに限る、ガソリン・LPGを燃料とする自動車については平成16年自動車排出ガス規制以前のものに限る）を最新規制適合自動車に買い替えること。 ※乗合自動車等とは、乗合自動車及び車いす自動車を指す。
補助額	小型（3.5～7.5トン）：30万円 中型（7.5～12トン）：40万円 大型（12トン～）：50万円 旧車の名義変更により廃車とみなす場合は20万円減額する。	35万円 旧車の名義変更により廃車とみなす場合は20万円減額する。
限度額	1者あたり2台まで	

【お問合せ先】

環境局地域環境対策部大気環境対策課

電話: 972-2682 FAX 972-4155

公式ウェブサイト：<https://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/38-3-20-2-0-0-0-0-0-0.html>



7. みどりの補助金（名古屋市民有地緑化助成事業）

名古屋市では、「あいち森と緑づくり税（県民税）」を財源として、質・量ともに優れた民有地の緑化工事に対して助成を行っています。

助成対象	<ul style="list-style-type: none"> ○屋上緑化、壁面緑化、空地(地上部)緑化、駐車場緑化、生垣設置における以下の工事費用 ・植栽（例：樹木、地被植物、芝など。1～2年程度で枯れる草花は除く） ・植栽基盤（例：客土、屋上緑化資材、壁面緑化資材、駐車場緑化資材など） ・灌水施設（例：散水栓、給水管など） ・本事業により整備したことを示す表示板
助成条件	<ul style="list-style-type: none"> ○受付期間：4月1日から12月28日（休庁日の場合は直前の開庁日）まで ○新たに緑化する面積が50㎡以上であること（助成対象が生垣設置のみの場合は延長15m以上。また、隣地などの複数の緑化工事的面積・延長を合算できる場合があります。） ○緑化工事が未着手で、当該年度の3月15日（休庁日の場合は直前の開庁日）までに完了報告書を提出すること ○緑化施設評価認定制度「NICE GREEN なごや」において、以下の条件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・「☆☆（良好な緑化）」以上（＝50点以上）かつ助成対象緑化面積50㎡あたり、高さ2.5m以上の樹木を、1本以上植栽すること。 ○原則として、助成対象となる緑化面積100㎡あたり1か所以上の灌水施設を設置すること（もしくは既に設置されていること） ○助成を受けたことを示す表示板を1か所以上設置すること ○助成対象の緑化施設を良好に維持保全すること ・一定の年数が経過した後、状況報告をすること など （生垣設置のみの場合は、条件等が異なります。詳細はお問い合わせください）
助成金額	<ul style="list-style-type: none"> ○助成金額は、助成対象工事費の2分の1以内で、かつ以下の条件を満たす額 <ul style="list-style-type: none"> ・屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化:それぞれ助成対象の緑化面積×1.5万円/㎡以内 ・空地(地上部)緑化:助成対象の緑化面積×1万円/㎡以内 ・生垣設置のみ:助成対象の生垣延長×5千円/m以内 ○助成総額は10万円以上500万円以下（生垣設置のみの場合は3万円以上500万円以下） ○大径木、仕立もの、品種もの等の高額な樹木においては、助成の対象額として計上できる樹木単価の上限を下記のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・高さ4.0m以上の樹木単価は上限15万円/本 ・高さ4.0m未満の樹木単価は上限6万円/本 ○消費税は、原則、助成の対象になりません。

【お問合せ先】

緑政土木局緑地部緑地維持課（民有地緑化担当） 電話:972-2465 FAX:972-4143

8. 民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業

名古屋市では、アスベスト（石綿）含有吹付け建材からのアスベストの飛散による市民の健康障害を予防し、生活環境の保全を図るため、分析調査及び除去等に要する費用について補助金を交付します。

※アスベスト（石綿）とは、労働安全衛生法施行令第6条第23号に規定されている、クリソタイル（白石綿、温石綿）、アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライトの6種をいいます。

補助対象者	補助の対象となる建築物の所有者または管理者
補助対象建築物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 名古屋市内にある民間の建築物で、補助事業後も引き続き使用する建築物。 2. すでに分析調査を行っている建築物でも、追加して次のいずれかの分析調査をする場合 <ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト成分のうち、アクチノライト・アンソフィライト・トレモライトについての分析調査がされていない場合 ・アスベストの含有率が0.1%以下の吹付け建材かどうか不明な場合 3. <u>以下の場合は対象外となります。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物を解体しようとする場合 ・分析調査・除去等について既に業者と契約されている場合 ・保温材や成型板等の分析調査・除去等を行う場合 ・建築基準法に違反する建築物 ・対象建築物の固定資産税及び都市計画税が未納な場合 ・吹付けアスベストの分析調査・除去等についての補助を受けたことがある建築物
補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"> 1. 分析調査事業 補助金額：分析調査に要する費用の全額（限度額15万円） 対象建材：吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール、吹付けパーミキュライト（ひる石吹付け）、パーライト吹付け 2. 除去等事業 補助金額：アスベスト含有吹付け建材（アスベスト含有率0.1重量パーセント超のものに限る。）の除去、封じ込め又は囲い込みに要する費用の3分の2以内（限度額120万円） 対象建材：吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール

詳細は、市公式ウェブサイトをご覧ください。

【お問合せ先】

住宅都市局建築指導部建築安全推進課（建築防災担当） 電話：972-2935 FAX：972-4159

9. SDGsオンラインセミナー

企業がSDGsを推進していく上で有用な取り組み紹介などを行うセミナーを実施します。

※ SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年に向けて世界全体で取り組むべき目標です。持続可能な世界の実現のために17のゴールとそれらを達成するための具体的な169のターゲットが設定されています。

開催時期等詳細については以下までお問合せ下さい。

【お問合せ先】

「なごや環境大学」実行委員会事務局（名古屋市環境学習センターエコパルなごや内）

電話・FAX：223-1223

なごや環境大学ホームページ：<https://www.n-kd.jp/>



10. なごやSDGsグリーンパートナーズ

環境配慮を主体としたSDGs達成に向けた取組を自主的かつ積極的に実施している事業所を「なごやSDGsグリーンパートナーズ」として登録・認定し、自主的な取組を支援します。

また、認定優良エコ事業所のうち、特に優秀で他の模範となる取組を実施している事業所を表彰します。

【登録・認定区分】

取り組み状況に応じて、

認定優良エコ事業所、認定エコ事業所、登録エコ事業所 の3段階

【メリット】

- ・登録・認定区分に応じて、登録・認定証と認定プレートを交付します。
- ・ロゴマークを名刺や印刷物などに表示できます。
- ・市公式ウェブサイトで紹介します。
- ・市の入札・契約における優遇措置があります。

【お問合せ先】

環境局環境企画部脱炭素社会推進課

電話：972-2693 FAX：972-4134

11. 名古屋市SDGs推進プラットフォーム

名古屋地域全体におけるSDGsの取り組みの一層の向上を図るため、「名古屋市SDGs推進プラットフォーム」を設置し、名古屋市とともにSDGsの達成に向けて取り組んでいただける会員を募集しています。

【対象】

名古屋市内に事業所等を置き、SDGs達成に向けた取り組みを実施している（または実施予定がある）企業・団体・大学等 ※法人格の有無は問いません。

【メリット】

- ・市が運営する専用ウェブサイトには会員情報を掲載することで、対外的なPRができます。
- ・会員限定のイベント等を通して、他の会員との交流・連携の機会が得られます。
- ・SDGsを通して一緒に事業等に取り組みたい会員同士のマッチング支援を受けられます。
- ・プロジェクトを提案し、賛同する会員がそれぞれの強みや知見を活かしながら、取り組みの具体化に向けた検討を行う分科会活動の支援を受けられます。
- ・連携パートナーなどによるSDGs教育をはじめとした支援の機会や、市からの情報などが得られます。

【入会金・年会費】

無料

【お問合せ先】

総務局企画部企画課 電話:972-2212 FAX:972-4418

専用ウェブサイト:<https://sdgs-pf.city.nagoya.jp/>

